

協定項目	各福祉制度の取扱い 2. 母子・児童福祉の取扱い																																																																												
調整の内容	母子・児童福祉の取扱いについては、家庭における生活の安定と次世代の担い手の育成を図るため、子育てしやすい環境づくりに配慮し、調整に努める。 (1) 国・県が定める制度に基づき実施している事業については、引き続き推進し、新町において調整する。 (2) 各町が独自に実施している事業については、従来の実績を考慮し、新町全体の均衡を保つよう調整する。 (3) 保育事業については、現行の水準が低下しないように努め、統一化を図る。																																																																												
協定項目	各福祉制度の取扱い 2. 母子・児童福祉の取扱い				関係項目	保育事業について No.1																																																																							
調整の具体的内容	<p>1. 保育施設については、基本的に現行のとおりとし、新町において児童福祉計画を策定する中で検討する。</p> <p>2. 保育料については、定員151名以上の保育料徴収金基準額を採用し、階層区分は国の基準どおりとする。</p> <p>また、減免率は原則10%とし、各階層ごとに新町予算の範囲内で調整を図る。</p> <p>ただし、同一世帯に18歳未満の児童が3人以上同居し、その扶養義務者と生計を一にする場合の第3子以降の1人入所については、減免率を30%とする。</p> <p>なお、合併年度の残存期間の保育料については、現行のとおりとする。</p>																																																																												
調整内容	保育所の数																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>白石町</th> <th>福富町</th> <th>有明町</th> <th>3町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立保育所</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>私立保育所</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>												白石町	福富町	有明町	3町	公立保育所	3	1	3	7	私立保育所	1	0	0	1	合計	4	1	3	8																																														
		白石町	福富町	有明町	3町																																																																								
	公立保育所	3	1	3	7																																																																								
	私立保育所	1	0	0	1																																																																								
合計	4	1	3	8																																																																									
年度当初の保育所入所者数内訳(平成14年度)																																																																													
・ 保育所別 (単位:人)																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">白石町</th> <th>福富町</th> <th colspan="3">有明町</th> <th colspan="3">3町</th> <th rowspan="2">公立計</th> <th rowspan="2">平均</th> </tr> <tr> <th>六角 保育園 (公立)</th> <th>あかり 保育園 (公立)</th> <th>福田 保育園 (公立)</th> <th>須古 保育園 (私立)</th> <th>福富 保育園 (公立)</th> <th>ふたば 保育園 (公立)</th> <th>わかば 保育園 (公立)</th> <th>みのり 保育園 (公立)</th> <th>私立</th> <th>公立</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定数</td> <td>120</td> <td>160</td> <td>45</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>120</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>120</td> <td>715</td> <td>835</td> <td>715</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>入所者数</td> <td>138</td> <td>133</td> <td>51</td> <td>87</td> <td>112</td> <td>63</td> <td>55</td> <td>45</td> <td>87</td> <td>597</td> <td>684</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入所者数-定数</td> <td>18</td> <td>27</td> <td>6</td> <td>33</td> <td>38</td> <td>57</td> <td>5</td> <td></td> <td>15</td> <td>33</td> <td>118</td> <td>151</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												白石町				福富町	有明町			3町			公立計	平均	六角 保育園 (公立)	あかり 保育園 (公立)	福田 保育園 (公立)	須古 保育園 (私立)	福富 保育園 (公立)	ふたば 保育園 (公立)	わかば 保育園 (公立)	みのり 保育園 (公立)	私立	公立	総計	定数	120	160	45	120	150	120	60	60	120	715	835	715	102	入所者数	138	133	51	87	112	63	55	45	87	597	684			入所者数-定数	18	27	6	33	38	57	5		15	33	118	151	
	白石町				福富町	有明町			3町			公立計	平均																																																																
	六角 保育園 (公立)	あかり 保育園 (公立)	福田 保育園 (公立)	須古 保育園 (私立)	福富 保育園 (公立)	ふたば 保育園 (公立)	わかば 保育園 (公立)	みのり 保育園 (公立)	私立	公立	総計																																																																		
定数	120	160	45	120	150	120	60	60	120	715	835	715	102																																																																
入所者数	138	133	51	87	112	63	55	45	87	597	684																																																																		
入所者数-定数	18	27	6	33	38	57	5		15	33	118	151																																																																	
・ 各町別 (単位:人)																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>白石町</th> <th>福富町</th> <th>有明町</th> <th>3町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定数</td> <td>445</td> <td>150</td> <td>240</td> <td>835</td> </tr> <tr> <td>入所者数</td> <td>409</td> <td>112</td> <td>163</td> <td>684</td> </tr> <tr> <td>入所者数-定数</td> <td>36</td> <td>38</td> <td>77</td> <td>151</td> </tr> </tbody> </table>												白石町	福富町	有明町	3町	定数	445	150	240	835	入所者数	409	112	163	684	入所者数-定数	36	38	77	151																																															
	白石町	福富町	有明町	3町																																																																									
定数	445	150	240	835																																																																									
入所者数	409	112	163	684																																																																									
入所者数-定数	36	38	77	151																																																																									

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目		各福祉制度の取扱い 2. 母子・児童福祉の取扱い			関 係 項 目		保育事業について No.2					
調 整 内 容	保育料			白石町	福富町	有明町	定員151名～ 新町保育料額	(単位:円)	151名以上の 基準額			
	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			国の基準額 ×95%	国の基準額 どおり	国の基準額 どおり						
	階層区分	定 義										
	第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	3歳未満児	0	0	0				0	0	
			3歳児	0	0	0				0	0	
			4歳以上児	0	0	0				0	0	
	第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度の市町村民税の額の区分が次に該当する世帯	非課税世帯	3歳未満児	8,500	9,000				9,000	8,100	9,000
				3歳児	5,700	6,000				6,000	5,400	6,000
				4歳以上児	5,700	6,000				6,000	5,400	6,000
	第3階層	市町村民税	課税世帯	3歳未満児	18,520	19,500				19,500	17,550	19,500
				3歳児	15,670	16,500				16,500	14,850	16,500
				4歳以上児	15,670	16,500				16,500	14,850	16,500
	第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	3歳未満児	28,500	/				30,000	27,000	30,000
				3歳児	25,650	/				27,000	24,300	27,000
				4歳以上児	25,650	/				27,000	24,300	27,000
				3歳未満児	/	25,000				/	/	/
				3歳児	/	22,000				/	/	/
				4歳以上児	/	22,000				/	/	/
			32,000円以上 64,000円未満	3歳未満児	/	28,000				/	/	/
				3歳児	/	25,000				/	/	/
				4歳以上児	/	25,000				/	/	/
				3歳未満児	42,270	/				35,600	44,500	
				3歳児	35,330	/				30,690	34,110	
				4歳以上児	29,330	/				25,020	27,800	
	第5階層	64,000円以上 80,000円未満 80,000円以上 160,000円未満 64,000円以上 112,000円未満 112,000円以上 160,000円未満	64,000円以上 80,000円未満	3歳未満児	/	30,000				/	/	
				3歳児	/	27,000				/	/	
				4歳以上児	/	27,000				/	/	
				3歳未満児	/	44,500				/	/	
3歳児				/	34,880	/	/					
4歳以上児				/	28,570	/	/					
64,000円以上 112,000円未満 112,000円以上 160,000円未満			3歳未満児	/	30,000	/	/					
			3歳児	/	27,000	/	/					
			4歳以上児	/	27,000	/	/					
			3歳未満児	/	37,250	/	/					
			3歳児	/	29,620	/	/					
			4歳以上児	/	27,000	/	/					
第6階層	160,000円以上 408,000円未満	3歳未満児	57,950	44,500	44,500	48,800	61,000					
		3歳児	35,330	34,880	33,320	30,690	34,110					
		4歳以上児	29,330	28,570	30,810	25,020	27,800					
第7階層	408,000円以上	3歳未満児	57,950	44,500	60,000	64,000	80,000					
		3歳児	35,330	34,880	37,030	30,690	34,110					
		4歳以上児	29,330	28,570	30,810	25,020	27,800					

合併協定項目に関する修正にかかる新旧対照表

協定項目	修正前	修正後
30-2.母子、児童福祉	(3)保育事業については、現行の水準が低下しないように努め、 <u>統一化を図る。</u>	(3)保育事業については、現行の水準が低下しないように努め、 <u>統一する。</u>